

東北地理学会会員が実施する緊急災害調査に対する支援に関する内規

東北地理学会幹事会
2025 年 10 月 20 日制定

（趣旨）

第 1 条 東北地理学会は地理学の視点から自然災害研究の向上に貢献する目的の下、本格的な調査研究費の獲得と使用が難しい時期に東北地理学会会員が実施する災害現地調査に対して支援を行う。この内規は、東北地理学会がその支援を実施するために必要な事項を定めるものである。

（災害の定義）

第 2 条 本内規における「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、液状化、火山噴火、津波、高潮、暴風、洪水、斜面崩壊、土石流、林野火災などの自然災害
- (2) その他重大な事件・事故等

（調査支援金の支給の申請及び決定）

第 3 条 東北地理学会は、会員による申請（別途定める様式を用いた申請書による）に基づき、調査旅行に充てるための調査支援金を支給する。

- 2 支援金支給の可否及び支給額は幹事会の議を経て会長が決定する。
- 3 幹事会は、第1条の趣旨に沿って必要性和緊急性の面から検討を行い、同一会員が過度に支援金を受給することのないよう過去の支給実績等を踏まえ、これを決定する。

（調査支援金の支給額）

第 4 条 本内規第 3 条に基づき支給する調査支援金の額は、調査上の必要性及び当該年度の予算の状況に応じて、幹事会が決定する。

- 2 支援金には、交通費及び宿泊費に相当する額を含めることができる。

（安全管理及び免責）

第 5 条 会員は、本内規に基づき支給される調査支援金を行使して調査を実施するにあたっては、自身及び同行者の安全に万全を期すものとする。

- 2 会員は、本支援金と他の研究費等により支弁される旅費等とを二重に受給することのないよう留意する。
- 3 東北地理学会は、会員による災害調査活動によって発生した事故に対して、いかなる責任を負わない。

（成果報告）

第 6 条 調査支援金の支給を受けた会員は、調査実施後速やかに、「東北地理学会緊急災害調査支援金」を受給して実施した調査である旨を付記した成果報告書を東北地理学会に対して提出する。

- 2 調査支援金を受領した会員は、調査の成果を学会や論文等で発表する際には、「東北地理学会緊急災害調査支援金」による支援を受けた旨を付記する。

この内規は、2025 年 10 月 20 日から施行する。